

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成19年 2月 8日作成)

法 令 名	北海道立地域食品加工技術センター条例
根 拠 条 項	第8条第1項
許 認 可 等 の 種 類	利用の承認
法 令 の 定 め	北海道立地域食品加工技術センター条例第8条第1項 技術センター施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならぬ。
審 査 基 準	別紙のとおり。
標準処理期間	総 期 間 1日・月(注:休日は含まない。) 経由機関 - 日・月( ) 協議機関 - 日・月( ) 処分機関 - 日・月( )
処 分 担 当 課	北海道立十勝圏地域食品加工技術センター (電話番号: 0155-37-8383)
申 請 先 等	北海道立十勝圏地域食品加工技術センター (電話番号: 0155-37-8383)
備 考	

(別紙)

北海道立地域食品加工技術センターの利用の承認に係る審査基準及び  
申込に対し承認するまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）

審　　査　　基　　準	標準処理期間
1 利用申込書が、北海道立地域食品加工技術センター（以下「技術センター」という。）が開館している日及び時間内に提出されたかどうか。	原則として利用申込書が提出された日
2 利用しようとする日、時間及び機器・会議室等について利用の妨げとなる次のような事由（利用障害事由）がないかどうか。 (1) 当該利用機器・会議室等が技術センター事業等（研究開発業務等）に利用されている場合。 (2) 当該利用機器・会議室等が、他の申込者等に利用承認されている場合。 (3) 技術センターの施設の改修工事等のため、一般的の利用に供することが困難な場合。	原則として利用申込書が提出された日
3 技術センター条例第9条により利用を不承認とすべき次に列挙する事由（利用不承認の事由）等がないか。 (1) 利用の目的が技術センターの設置の目的に反するとき。 (2) 技術センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。 (4) その他技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。	過去に利用の不承認の実績がなく、技術センター条例第9条に列挙されている事由がある場合は、北海道と協議の上、指定管理者が速やかに判断し、処理する。（標準処理期間は設定しない。）

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成19年 2月 8日作成)

法 令 名	北海道立地域食品加工技術センター条例								
根 拠 条 項	第12条第6項								
許 認 可 等 の 種 類	利用料金の減免								
法 令 の 定 め	北海道立地域食品加工技術センター条例第12条第6項 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。								
審 査 基 準	<p>設定しない。            ・利用料金の減免申請があった場合には北海道と協議する。</p> <p>(参考)            北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則第5条            条例第12条第6項の規則で定める基準は、知事が特別な理由があると認める場合に、利用料金を減免することができることとする。</p>								
標準処理期間	<table> <tr> <td>総 期 間</td> <td>- 日・月(注:休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>- 日・月( )</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>- 日・月( )</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>- 日・月( )</td> </tr> </table>	総 期 間	- 日・月(注:休日は含まない。)	経由機関	- 日・月( )	協議機関	- 日・月( )	処分機関	- 日・月( )
総 期 間	- 日・月(注:休日は含まない。)								
経由機関	- 日・月( )								
協議機関	- 日・月( )								
処分機関	- 日・月( )								
処 分 担 当 課	北海道立十勝圏地域食品加工技術センター (電話番号: 0155-37-8383)								
申 請 先 等	北海道立十勝圏地域食品加工技術センター (電話番号: 0155-37-8383)								
備 考									